B　prove to have prepared a system to provide rapid after-sales service and maintenance for the procured products,

C　prove to have the ability to deliver the products, required by this notice, on the date and to the place specified by the President,

D　not be currently under a suspension of business order as instructed by the President, The National University Corporation Hokkaido University.

⑺　Time limit of tender : 17 : 00　30 November, 2026

⑻　Contact point for the notice : TOBIOKA Naoki, Procurement Section, Procurement Division, Hokkaido University, Kita 8 Nishi 5 Kita-ku Sapporo-shi 060―0808 Japan, TEL 011―706―4552

E-mail : cho-bu@finance.hokudai.ac.jp

⑼　Please be noted that if it is indicated that environmental conditions relating to the procurement are laid down in its tender documents.

入札公告の取消

次のとおり取り消します。

令和８年９月25日

分任支出負担行為担当官

防衛装備庁調達事業部

総括装備調達官　浅見　智宏

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13

○第 45 号

令和８年８月26日付（号外政府調達第158号・11ページ）掲載の入札公告第40号１⑵「⑩無停電電源装置（陸自クローズ系クラウド基盤用）ＧＧＭ―104　１式」および「⑪無停電電源装置（陸自クローズ系クラウド基盤用）ＧＧＭ―105　２台」の入札公告を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年９月25日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長　宮津　智文

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　令和８年度那覇港（新港ふ頭地区）岸壁（－10m）（耐震）床掘外１件工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　那覇港（新港ふ頭地区）、石垣港（新港地区）

⑷　工事内容　共通工、浚渫工、海上地盤改良工、土捨工、基礎工、測量業務

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和９年６月26日まで

⑹　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

⑽　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⑾　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

⑿　本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

⒀　本工事は、主任（監理）技術者や現場代理人として施工経験を有さない技術者（主任（監理）技術者等未経験者）を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「主任（監理）技術者等未経験者育成型（工事）」の工事である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとし、配置予定の主任（監理）技術者が２競争参加資格に定める同種工事（沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事（港湾空港関係に限る））の施工経験を有さない場合に技術指導者の配置を行うことができる。

⒁　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⒂　本工事は、競争参加資格通知時に発注者が想定している概略工程表を開示する工事である。

⒃　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準じる企業等を評価する工事である。

⒄　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

⒅　本工事は、令和６年度からの時間外労働上限規制を遵守するために現場作業および内業ともに更なる社内外からの支援が必要となることが想定されることから、技術管理費（出来形管理のための測量等に要する費用のうち、「出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用」）、従業員給料手当および法定福利費（現場従業員および現場労務者に関する雇用保険料、健康保険料および厚生年金保険料の法定の事業主負担額）（以下「実績変更対象費」という。）について、港湾請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて請負代金額を変更する試行工事である。

⒆　本工事は、発注者が本工事の積算に必要な歩掛の一部について見積りを求める工事であり、見積書の提出は、入札説明書交付時に別途配布する見積提出様式により、申請書提出時に併せて電子入札システムで提出すること。また、見積りを求めた歩掛については、申請書及び歩掛見積り提出期限までに申請書及び歩掛見積りを提出した者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより公表する工事である。

⒇　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。

(21)　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

(22)　本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、施工箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事」である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件を全て満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局開発建設部長が別途公示する手続に従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者であること。

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　沖縄総合事務局における令和７・８年度一般競争参加資格のうち「港湾等しゅんせつ工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。